

平成21年度第7回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成22年2月12日（金曜日）

午前9時30分から午前11時45分まで

場 所：宮城行政庁舎4階 特別会議室

平成21年度第7回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成22年2月12日（金）午前9時30分から午前11時45分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：林山 泰久 委員 橋本 潤子 委員 小野寺敏一 委員
風間 聡 委員 河野 達仁 委員 富樫 千之 委員
両角 和夫 委員 山本 信次 委員

欠席委員：伊藤 恵子 委員 宮原 育子 委員

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第7回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

始めに、佐藤企画部長より開会のご挨拶を申し上げます。

企画部長 おはようございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は雪も降ってお寒い中、朝早くから部会にご出席賜りまして、ありがとうございます。

今年度は、今回が年度の最後の部会となりますけれども、毎回、長時間に及ぶご審議を賜りまして、たくさんの貴重なご意見やご指導を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。今年度は知事部局、企業局合わせて21の公共事業についてご審議をいただきまして、知事部局の20事業については昨年11月に、企業局の1事業については1月に答申をいただいているところでございます。県といたしましては、この答申を受けまして、改めて県の考え方を整理して、これからの事業執行に反映させるべく、評価書として評価結果を決定して、公表したところでございます。委員の皆様には、既に内容をお知らせしているところでございますが、本日、改めてこの評価書の内容について、ご報告申し上げますこととしております。

また、本日は、再評価事業完了報告や2次事後評価の試行についてもご報告申し上げますので、忌憚のないご意見やご指導を賜りたいと存じます。

簡単ではございますが、開会にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

司 会 本日は林山部会長をはじめ、8名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、宮原委員及び伊藤委員におかれましては、所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。

それでは会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず次第がございまして、裏面が出席者名簿となっております。資料1といたしまして平成21年度公共事業再評価に係る評価書、資料2といたしまして再評価事業完了報告及び2次事後評価について、資料3といたしまして再評価事業完了

報告書、資料4といたしまして2次事後評価調書をお配りしております。お手元にごございますでしょうか。

それでは、会議に入りますが、ご発言の際には机の正面にごございますマイクのスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにさせていただくようお願いいたします。

それでは、林山部会長、議事の進行についてよろしくお願いたします。

林山部会長 皆さんおはようございます。それでは、これより議事に入りたいと思います。まず議事録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、今回は両角委員と山本委員のお二人をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開としております。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画などにつきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは、議事の（1）平成21年度公共事業再評価に係る評価の結果について、事務局からご報告申し上げます。

行政評価室長 行政評価室の鹿野でございます。

それでは資料1の評価書をご覧ください。平成21年度公共事業再評価に係る評価の結果について、説明いたします。はじめに土木部及び農林水産部所管事業の評価書についてご説明いたします。1ページから2ページをご覧ください。本年度は20の公共事業について、2ページの「4評価の経過」に記載のとおり、5回の部会によりご審議いただき、部会としてのご意見を、昨年11月13日に答申としていただいております。「5行政評価委員会の意見」に答申の内容を記載しておりますが、20のすべての事業について継続妥当とのご判断をいただいたところでございます。また、「今後の事業の実施に関する意見」として、いくつかの附帯意見をいただいております。

県では、これらのご意見を受けまして、改めて考え方を整理し、評価の結果をまとめております。それが3ページの「6評価の結果」になります。なお、20の事業毎に評価結果の調書を作成しておりますが、今回は資料が大量になりますことから、添付を省略しておりますので、ご了承願います。

それでは、「6評価の結果」であります。県では最終的に、20の事業について、すべて事業継続としております。また、附帯意見につきましては、その対応方針を記載しておりますので、ご説明いたします。

まず初めに、（1）審議対象事業の実施に関する意見については、事業番号①一般県道大衡仙台線 小野道路改良事業についてであります。事業の効率性が高く、大きな事業効果を見込めることから、関連する事業との計画調整を綿密に行い、早期完成に努めることとのご意見をいただき、対応方針といたしましては、「土砂の搬出などについて、関連する事業との調整を一層綿密に実施し、効率的な整備を行うよう努める」こととしております。

次に、（2）今後の事業の実施に関する意見になりますが、農業農村整備事業

について、「経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用などの普及、指導についても実施すること」とのご意見をいただき、対応方針としては、「経営体育成基盤整備事業における環境への配慮の取り組みにおいて、その効果を高めるための管理や運用などの普及、指導についても実施するよう努める」こととしております。

最後に（３）今後の公共事業再評価の実施に関する意見については、「事業の効率性を審議するうえで重要な指標である残事業B/Cを算出し、再評価調書へ記載すること。」のご意見をいただき、対応方針としては、「公共事業再評価対象事業における残事業B/Cについては、再評価調書の様式を変更し、記載することとする」としてしております。

土木部及び農林水産部所管事業における評価書の説明は以上です。

次に、４ページをご覧ください。今年度におきましては、知事部局以外であります企業局において、初めての事案の審議がございました。丁度、１か月前になりますが、１月１２日に急遽、部会を開催し、ご審議をお願いいたしました仙南工業用水道事業でございます。

「５行政評価委員会の意見」に記載のとおり、県の事業中止としました評価に対し、妥当とする答申をいただきました。

また、今後の事業の実施に関する意見として、工業用水道事業について「事業計画策定においては、将来需要予測について、より一層、綿密な分析を行うとともに、社会経済情勢などの把握に努め、計画変更などが必要と判断される場合には、迅速な対応を行うこと」との附帯意見もいただいております。

県企業局では、「６評価の結果」のとおり、仙南工業用水道事業を中止とし、附帯意見への対応方針としましては「事業計画策定における工業用水の将来需要予測については、その精度が事業の実施及び経営に大きな影響を与えることから、供給予定区域における既存企業の動向や工業団地の計画などについて、より一層、綿密な分析を行うこととする。また、事業実施においては、社会経済情勢などの把握に努め、計画変更などが必要と判断される場合には、迅速かつ的確に対応することとする」としてしております。

以上で公共事業再評価に係る評価の結果についての説明を終わります。

林山部会長 ありがとうございました。ただいま資料１に基づきましてご説明いただきましたけれども、委員の皆様から質問などございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

河野委員 評価書３ページの（１）、（２）、（３）とありまして、（２）の最後のところで、以前の答申の際にも申し上げたことですが、「実施するよう努める」と最後に「努める」と付いています。前の２ページには「努める」と付いていなくて「実施すること」で終わっています。（２）については「努める」というのは必要ないのではないのでしょうか。（１）については私が意見を述べたのですが、実際に土砂の搬出などについて、できるかどうか分からないのでこの場合は「努める」が良いのですが、（２）については、部会でも「実施すること」となったので、「実施する」とした方が良くと思います。

行政評価室 先ほどご報告いたしましたこの評価書については、11月に既に決定し公表しております。河野委員からお話しありました文面については、答申に対する対応方針という評価結果の文面になるのですが、部会審議の後、各事業担当課と部会長、並びに事務局と調整いたしまして、県としての最終的な対応方針を記載しています。個別事業に対する意見である(1)と農業農村整備事業に対する意見である(2)について、答申の意見を尊重した形で県としては対応したいと考えております。それに対し、文面では「努める」となっていますが、極力意見を尊重した形で対応したいという考えで作成しております。

河野委員 この資料の今後の扱いについて、前回の会議では、答申に対してどこまで対応できたかという報告があったのですが、おそらく来年も同様に、答申に対して行われるのだと思います。答申に対して行われるのであれば、答申では「実施すること」としているの、実施したか実施しなかったかという報告が来年度に行われるという理解でよろしいでしょうか。

行政評価室 その通りです。

林山部会長 よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。それでは、今の河野委員の意見は記録していただいて、今後の事もございますのでご検討いただければと思います。次の議事に進みます。(2)再評価事業完了報告(1次事後評価)について、こちら資料2になりますが、(3)試行2次事後評価にも関連いたしますので、本報告の位置付けや進め方などについて、事務局からご説明をいただきたいと思っております。

行政評価室 それでは、議事(2)再評価事業完了報告と(3)＜試行＞2次事後評価についてご説明いたします。

資料2をご覧くださいと思います。1枚ものになってございます。

本県におけます公共事業の事後評価制度につきましては、平成15年度から庁内検討を行っておりまして、平成16年度から数事業について事後評価の試行を行い、公共事業評価部会で報告してご意見を伺いながら評価の行い方や内容などについて検討してまいりました。

その検討の一つの結論としまして、資料2の中段下ほど、太い点線で囲っておりますが、1次事後評価としての機能を持つ再評価事業完了報告として平成19年度から制度化しております。事業完了後2年以内に部会に報告するような制度となっております。

本年度の再評価事業完了報告につきましては、この後事業担当課より報告いたしますが、お手元の資料3の表紙に記載のとおり12事業が該当しております。事業の実施状況を記載した完了報告にプラスしまして、事業目的の達成状況や今後の課題や対応策についても、ある程度記載してございますので、一定程度の事後評価的な役割も果たすことができると考えてございます。

しかしながら、この完了報告においては説明責任を果たすことに重点を置いておりますので、再評価を実施したすべての事業について行うこととしているものですから、報告件数も相当数になります。参考までに過去の報告件数では、平成

19年度が7件、20年度が7件、そして今回が12件ということで相当な数になってございます。したがって、事業完了後に改めて詳細に調査や分析を行って事業効果や環境への影響などを整理、検証することまでは必要としない制度としてございます。

そこで、これまで試行を行ってきました事後評価レベルのものは2次事後評価、その下の細い点線のところになりますが、2次事後評価として位置付け、試行を行いまして、事後評価手法や評価結果の反映方法など制度設計上の課題などを把握、検討していくとしておりました。今年度は資料4の表紙に記載のとおり2件を後ほど事業担当課から報告していただきます。

次に、資料2の裏面をご覧ください。

3の(1)になります。2次事後評価の今までの実施事業についてなんですけれども、試行の際には特に基準などを設けず、県が事後評価の制度を検討するのに適当と考える事業を選定してございます。評価の項目と内容は基本的に3の(2)の表になりますけれども、事業種ごとの特徴や傾向に応じて、また国で実施している事後評価の結果なども参考にしながら、各事業担当課で調書を作成してございます。

次に、最後の(3)になりますけれども、2次事後評価の試行の進め方になりますが、事業内容についてはもちろん評価手法などについても委員の皆様からご意見やご感想などをいただければと考えてございます。

また、あわせて1次事後評価と2次事後評価という制度設計の関わりや、事後評価制度を今後どのようにしていくことが望ましいのかという観点からもご意見をいただければ、今後の検討の参考にしたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

林山部会長 1次事後評価と2次事後評価の在り方というのは最後の方がいいですか。今議論した方がいいですか。

行政評価室 報告を一通り聞いていただきまして、その後にご意見などをいただきたいと思っております。

林山部会長 わかりました。それでは、今後の在り方については後ほど、ご報告を伺ってから議論するとして、まず資料2について何かご意見ございますでしょうか。こういうシステムで行われているというお話しでございますが。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、資料3をご覧くださいなのですが、平成21年度再評価事業完了報告について12件ございます。この中で道路事業と農業農村整備事業については複数ございますので、これは代表的なものを1つだけ選ばせていただきまして簡略化したいと思いますが、委員の皆様、それでよろしいでしょうか。資料は綴じ込んでありますが、事業種別ごとに6事業になろうかと思いますが、報告をいただきたいと思っております。

これは、ただいま事務局からご説明があったように、審議ということではなくて報告ということですので、資料を追加的に提出してほしいというような議論ではない形で進めるということでございます。報告時間の目安は各事業5分ですが、

ポイントだけついでいただければ短くて結構ですので、ご担当の方からご説明いただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

道 路 課 道路課道路建設班長の丹治でございます。

私の方から資料3に基づきましてご説明いたします。1ページ開いていただきまして、4つの事業の中から最初の新田道路改良事業、こちらを選ばせていただきまして説明させていただきます。

事業名が主要地方道築館登米線新田道路改良事業、施工地名が登米市迫町新田でございます。①の5ページに位置図、それから路線、平面図がございますので、見ていただきながら聞いていただければと思います。

林 山部会長 途中で申し訳ありませんけれども、この4つの道路事業でこちらを選んだ理由は何ですか。

道 路 課 はい。この4つの事業の中では、事業費が最も大きく事業期間も長い。その中で再評価、再々評価も行われているということで、新田道路改良事業を選ばせていただきました。

林 山部会長 わかりました。

道 路 課 事業目的でございますが、JR新田駅前に人家連単区域がございますが、その狭隘な現道をバイパスとして整備することによりまして、通過交通の安全を図ろうとするものでございます。

事業内容でございますが、①の6を見ていただきたいと思いますが、延長が3,110m、そして幅員が、車道部が3m×3mの2車線、それから歩道も含めまして全幅で12mでございます。事業着手年度が平成2年度、12年度に再評価、それから17年度に再々評価、完了が平成19年度でございます。

事業費についてご説明いたします。再々評価から完了時までの間に道路土工におきまして土質調査を実施したところ、路床部の地盤が軟弱であったことから、道路の下の地盤改良や置き換えを実施することによりまして、工事費が増加いたしました。また、これに伴いまして、現道に上下水道を埋設しており、こちらの移設費用が増額になりました。合計2億2,000万円ほどの増額となったものでございます。

それから、事業期間につきましては、もともと盛土材として登米市の道路改良工事の方から持ってくるということになっておりましたが、登米市と事業調整いたしました結果、土砂の受け入れ時期が前倒しされることになりまして、その結果、事業期間も2年前倒しとなったものでございます。

①の3ページを開いていただきまして、次に事業効果でございます。①の7ページに現況写真と完成後の状況の写真を掲載してございます。駅前の状況、それからバイパスの状況。このようにバイパスが完成されることによりまして、新田駅前の通過交通が減少いたしまして歩行者の安全が確保されたこと。それから、この区間の車両の通過時間というのがおおむね3分程度短縮されております。そ

れから、平成21年8月に利用者の意見というものをアンケート形式で取っておりますが、代表的な意見といたしまして、「バイパスが完成して佐沼方向に早く行けるようになった」とか「歩道が整備されて安心して散歩できるようになった」とか「駅前通りの車の台数が少なくなった」というような意見がございました。

1の4の再評価部会意見などへの対応状況につきましては、条件などはございません。

今後の課題など、整備目的の達成状況などでございますが、先ほどもお話ししましたように、バイパスの整備により車両の円滑な通行、それから歩行者の安全が確保されました。それから、代表的な意見として、地元の方々の好意的な意見も多いということから、事業効果につきましては高いものと判断しております。

私からの説明は以上でございます。

林 山部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの報告について何かご意見、ご質問などがございましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、次に海岸事業に入りたいと思います。資料3のページでいくと⑤の1でよろしいかと思っておりますけれども、ご担当部署からよろしくお願いいたします。

河 川 課 河川課の砂川といたします。

海岸事業1件でございます。こちらについてご説明申し上げます。

事業名といたしまして高潮対策事業大谷海岸、施工地としましては、気仙沼市本吉町大谷でございます。

事業概要につきまして、初めに⑤の7ページをご覧くださいと思います。こちらの図面で、実施いたしました内容といたしまして人工リーフ560m、こちらは140mのものを4基設置してございます。それから、中ほどにちょっと小さい字で書いてございます緩傾斜護岸170m、これは陸側の方に設置したものでございます。こちらの断面につきましては次のページをご覧くださいと思います。こちらの図面で左手が沖合側、右手が海岸側となっております。

こちらの人工リーフについて簡単にご説明をさせていただきます。人工リーフとは自然のサンゴ礁を模して、海岸から少し沖合の水面下に設置する人工的な暗礁でございます。波は水深が浅くなると砕けてその勢いを失うといったことから、このような人工リーフというものを沖合に設置してございます。設置した位置につきましては次ページの写真、完成の方をご覧くださいまして、こちらのちょっと黒く見えている部分、こちらが人工リーフ4基となっております。それから、緩傾斜護岸につきましてはJR気仙沼線、国道45号というふうに表示されておりますこの間の部分となっております。

それでは、最初のページに戻っていただきたいと思っております。

事業内容につきましてご説明申し上げます。事業着手時、こちらにつきましては人工リーフ4基は変わっておりませんけれども、当初60mの幅で計画いたしております。それが平成11年度の再評価時点におきまして緩傾斜護岸を追加しております。平成19年、こちらは完了時点になりますけれども、人工リーフ幅60mの計画だったものに対しまして幅26mのもので完成といたしております。これは事

業の進捗に伴いまして砂浜が回復してきたということから、砂浜の回復による消波機能の向上を考慮いたしまして、人工リーフの効果についてこの26mという暫定断面でも当初予定しておりました波浪の低減効果が確認されたということで事業完了したものとなっております。

それから事業費でございます。事業費は平成16年時点で25億9,000万円と試算してございましたけれども、人工リーフの断面の減工によりまして9億3,000万円の縮減となっております。事業費の内容の増減は次ページに示すとおりでございますが、こちらの説明は省略させていただきます。

それから事業期間でございます。当初の平成19年度の完了予定に対しまして、緩傾斜護岸の追加ということで、平成16年度の再評価時点に平成23年度の完了予定と延期してございましたが、結果といたしまして当初の予定どおり平成19年度の完了となっております。

次に、事業効果について次ページをご覧くださいと思います。まず、事業効果といたしましては、事業目的であります30年確率波における越波防止機能が確保されたということで、背後地資産、国道45号及びJR気仙沼線の越波による浸水被害防止が図られました。なお、防護区域の状況については下の表のとおりでございます。

次に、効果の発現状況といたしましては、人工リーフの整備によりまして波浪が制御され砂浜の回復が確認されました。緩傾斜護岸の整備により無堤部の解消が図られました。そして、人工リーフ及び回復した砂浜の波浪低減効果によりまして、波浪が護岸高の4.2m以下になることが推計されております。なお、平成18年10月の低気圧によりまして30年確率波を超える波浪が観測されておりましたが、背後地での浸水被害は発生しませんでした。

それから、砂浜の回復状況はこちらのカラーの図面に示すとおりです。まず、2002年、平成14年になりますが、こちらの状況が赤の破線で示されております。それに対しまして2007年、平成19年の状況が青の破線で示されておりました。沖合側の方に砂浜が発達した状況となっております。

それから、砂浜の状況と波の状況、こちらを数字で示したものが下の表になります。まず、波の高さにつきましては、計画打上高4.2mに対しまして対策後の打上高、一番下になりますが、それぞれ低減しております。また、砂浜の幅につきましては、計画の砂浜の幅、これは人工リーフの26メートルの幅に対しましては、こちらの括弧の中の暫定時の40mといったものが必要幅となりますけれども、これに対しまして、その下の数字になりますけれども、計画砂浜幅が確保されております。

次に、⑤の5ページをご覧くださいと思います。まず、部会意見の対応状況でございますが、こちらは海岸事業全般に対する意見であったということで、大谷海岸につきましては定期的な海岸地形などのモニタリングを実施していくこととして、これまで実施してきております。

最後に、事業目的の達成状況、今後の課題でございます。これまでの説明の繰り返しにはなりますけれども、整備後の越波高につきましては、平成18年度の波浪においても背後への浸水被害が発生しなかったということから、事業目的であります30年確率波による越波防止機能は確保されているといったことで、事業目的は達成されているというふうに判断しております。また、整備後の砂浜の幅に

つきましても測量の結果安定しているということで、今後も波浪低減効果は維持されるだろうというふうに考えております。また、今後モニタリングということで、40mの砂浜の幅が確保されていくというところを今後確認していくということで考えてございます。

以上でございます。

林 山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の海岸事業につきましてもご意見などございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の地すべり対策事業につきましてもご説明をお願いしたいと思えます。

防災砂防課 防災砂防課長の平間でございます。6番の弥治郎地すべり対策事業の完了報告をいたします。資料6の1をご覧ください。なお、位置図は⑥の5ページに付けてございますので、あわせてご覧いただきたいと思えます。

まず、事業目的ですけれども、当該事業は白石市の弥治郎地区において昭和61年の豪雨のときの影響により民家裏の山地斜面に亀裂などの地すべり兆候が発見されたことから、地区内の人家並びに県道南蔵王白石線などの公共施設の安全を確保するため地すべり対策事業を始めたものでございます。なお、弥治郎地区は弥治郎こけしで知られておりますが、弥治郎こけし村をはじめ、当該地区の集落が事業の対象になってございます。

事業内容は⑥の6ページから⑥の11ページに平面図、標準横断図、完成写真などを添付しておりますが、AからCブロックの各ブロックで地すべりの挙動の観測調査並びに地すべり対策工を実施しております。工事内容としましては、地下水排除工、擁壁工、抑止アンカー工、表面排水工などを実施しております。事業途中において地すべり観測調査の結果、地すべり挙動が沈静化しない箇所について地下水排除工や抑止アンカー工を追加実施しております。

事業費については、事業着手当初は3億円でございましたが、今お話ししました事業の追加対策により2億6,700万円を増額し、5億6,700万円の計画に変更しております。完了時は5億3,700万円で事業精算しております。

次に、⑥の2ページの下段をご覧いただきたいと思えます。事業期間につきましては、追加対策などの影響により完成予定年度を平成11年から20年に変更してございましたが、工事の入札に伴う請負差金により予定より安価で事業ができたことから、1年早い平成19年度で完了いたしました。

⑥の3ページの事業の有効性でございますが、事業完了後現在まで、新たな斜面亀裂が確認されたり、また地すべり自動観測システムにおいて異常なデータが観測されたりという地すべり兆候を示す挙動は確認されておられません。このことから対策工が十分にその効果を発揮しているものと考えられます。費用対効果につきましては、平成16年の再々評価時には3.41でございましたが、精算事業で3,000万円減額したことや事業が1年早く完了し効果の発現が早まったことにより4.12まで増大する結果となりました。

次に、⑥の4ページでございます。再評価部会意見の対応状況についてでございますが、当該事業は平成10年に再評価、平成16年に再々評価を実施してござ

すが、意見付与もなく継続妥当で答申されております。

最後に、今後の課題についてでございます。地すべり、土石流、崖崩れといった土砂災害は降雨の影響のみならず地震などの影響も強く受けます。特に、地すべりは地すべり面が降雨や地震などの影響で活動するもので、地質や地形の影響、断層の存在、過去での活動履歴などさまざまな要因から発生するものであり、非常に予測が困難なものでございます。また、地下水などの影響による地質の風化の進行に伴い、今回実施した対策工も今後の降雨や地震により安全率の低下や再活動による変状を示す可能性もございます。そのため地すべり工事については完成ではなく概成という表現を用いております。日ごろのパトロールや自動観測システムの活用により常時監視を行い、異常な兆候を早急に察知し、適宜対策を実施していくことが危機管理上重要と考えております。

私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

林 山部会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見などございましたら承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。では、最後にまたお気づきの点がありましたら、すべての6事業について時間を取りたいと思っておりますので、次の街路事業についてご担当課からご説明お願いしたいと思います。

都市計画課 都市計画課の尾形でございます。7番の都市計画道路箱塚中田線道路改築事業の完了報告をいたします。資料⑦の1をご覧ください。

施工地は名取市箱塚地内でございます。位置図につきましては⑦の5、完成後の写真などにつきましては⑦の7をあわせてご覧ください。

事業目的でございますが、仙台市中心部と名取市、岩沼市を結ぶ路線でございまして、国道4号及び4号バイパスを補完する重要な路線であります。また、現在事業中でございますが、都市計画道路大手町下増田線とあわせて名取市内の渋滞緩和及び仙台空港へのアクセス性の向上に寄与することが期待されております。

事業内容でございますが、名取市笠島釜本から手倉田字諏訪までの2,663mの道路改築事業でございますが、幅員につきましては仙台側終点部におきまして名取市施工済の幅員に合わせることで、歩道部分を4.5mから3.5mに縮小及び中央分離帯の非設置などによりまして幅員が一部25mから22mに変更しております。

次に、事業費でございますが、事業着手時の52億円に対しまして完了時74億円となっております。その変更内容につきましては次のページ、⑦の2ページに記載のとおりでありまして、大きな要因といたしましては軟弱地盤対策としての地盤改良工事の実施や橋梁など構造物の変更がございました。

次に、事業期間でございますが、事業着手時平成11年度、完了時19年度ということで8年ほど延びてございますが、これにつきましては用地買収などの中に相続人が多数存在する地権者がございまして、これらの関係者への説明あるいは同意を得るのに時間を要しておった次第でございます。

続きましては、⑦の3ページをご覧ください。事業効果について報告申し上げます。交通量の状況でございますが、14年度再評価時の計画交通量は、22年度の計画交通量としまして2万5,000台余りでございました。それが21年度の実測値で

2万1,000台余りということで、同路線の17年度交通量調査結果が2万4,800台となっていることから、交通量につきましてはおおむね推計のとおりとなっていると考えられます。また、当区間につきましては北側を順次供用開始するなど部分供用を行っていたことから、国道4号や4号バイパスの交通量につきましては平成17年度交通量で11年度に対しまして0.93倍と減ってございまして、箱塚中田線の供用区間の延伸に伴って国道4号の渋滞緩和に寄与していたものと考えられます。

続きまして、⑦の4ページをご覧ください。再評価部会意見の対応状況についてご報告差し上げます。14年度の再評価時点におきましては特に意見をいただきませんでしたでしたが、街路事業全般についてのご意見といたしましては「街路事業の歩道部の舗装工法についてはバリアフリーに配慮し、地元と十分に協議した上で適切な工法を選定すること」との意見をいただいておりますが、当箱塚中田線につきましては、歩道につきましては一部透水性舗装を採用し、水たまりなどの発生を防ぎ歩きやすさにも配慮してございます。また、交差点部におきましては段差を小さくした境界ブロックを採用し、バリアフリーにも配慮してございます。その状況につきましては、⑦の7ページの下の方に写真を提示しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上、私の方からのご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

林 山部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について、ご意見などございましたらよろしくお願いたします。

私の方から質問があるんですけども、⑦の3ページ、事業の有効性という所なのですが、私のミスリーディングかもしれないんですけども、平成14年度に再評価したときは24時間交通量で2万5,000台だったと。実測値が2万台ということでよろしいのですね。ということは、予測よりも20%少ないということでもよろしいのですね。

都市計画課 はい。そうですね。ちょっと減っておりますが、12時間交通量でその上に書いてあります1万6,375台ということで、それを換算いたしまして1日交通量が2万1,000台余りになってございます。当初の計画交通量に比べますと多少減ってはございますが、おおむね推計のとおりではないかと判断しております。

林 山部会長 20%減ったのが推計どおりと言っているかどうかは極めて疑問なのと、同じページが一番下に工事費もあまり変動ないと言っているのですが、再評価時が66億だったのが完了時74.3億になっていますよね。

都市計画課 交通量の調査地点がその図面の上に乗って書いてございますが、上の方の17年度交通量調査地点と21年度の実質の交通量の調査地域が違ってございまして、上の方の交通量でさばかれた交通量が名取市街地に入っていく部分もございまして、ちょっとその分からいたしますと、南に下がった21年度の交通量調査地点につきましては交通量がちょっと減っていると考えられます。

林 山部会長 一方、事業費は増えていますよね、平成14年度の。だから、交通量は減って事

業費は増えているということはB/Cにかなり影響があるのではないですか。

都市計画課　ご指摘のとおりB/Cにつきましては多少下がっているものと思いますが、一番最後の方に書いてございますとおり、14年度の再評価時におきましてB/C17.1ございまして、工事費などにつきましては14年度から8億ほど増えてはございますが、B/Cにつきましては大きく下がってくるものではないというふうに考えてございます。

林 山部会長　というふうに読めますが、ですから私の言いたいことは何かというと、17.1だからこれより下がるけれども効率性は確保されていると。それは分かるんですよ。ところが、「工事費、交通量に大きな変動がないことから」というのは、これは明らかにおかしいでしょう。多少の変動はあるけれども効率性は確保されているという言い方だったら分かるんですけども。
他いかがでしょうか。はい。よろしく申し上げます。

両 角 委員　細かいことで恐縮ですけれども、用地費が少し上がっていますよね。これは地価が上がっているということですか。それとも、交渉中なかなか難しかったとかいろいろあったということですか。
それから、ついでですけれども、字が一つ間違っています。⑦の4のところ、「当初の状況など」を「図書」と書いてあります。

都市計画課　用地費でございますが、当初計画より多少増えてございます。移転工法の変更なども一部ありましたが、こちらの方に書かせてもらっておりますが、右折レーンを新たに設置することになったりして、用地範囲も広がった部分もございまして、その辺も影響しております。

林 山部会長　他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
それでは、次の農業農村整備事業につきまして、ご担当の方からご説明お願いいたします。

農村整備課　農村整備課の金須と申します。私の方からは農業農村整備事業の経営体育成基盤整備事業8番の東大崎から11番の河南2期地区4地区が該当しておりますが、本日は11番目の河南2期地区についてご説明申し上げたいと思います。資料につきましては⑩の1ページの方をお開きいただきたいと思います。

河南2期地区の施行位置につきましては、石巻市前谷地地内ということで、⑩の8ページに施行位置図、旧河南町に位置しております。

経営体育成基盤整備事業の事業目的といたしましては、生産性の高い土地利用型農業を確立するため大区画ほ場整備を実施し、安定的な農業経営を目指している担い手への農地集積を推進することとしております。

事業の内容につきましては、事業着手が平成8年、完了が平成19年ということで12年間の工期で実施しております。工事の内容的には、区画整理工が310ha規模となっております。

続きまして、⑩の2ページの方をお開きいただきたいと思います。事業費につ

きましては事業着手時51億円でしたが、完了時、平成19年時は41億4,000万円と9億6,000万円のコスト縮減をしております。縮減の概要につきましては、2ページと3ページの方に内容について記載させていただいております。

続きまして、⑩の4ページをご覧いただきたいと思います。事業期間につきましては、平成17年度の再評価時点で平成18年度としておりましたが、こちらに理由を記載させていただいておりますが、換地業務に不測の時間を要したことで1年間遅れて平成19年度に完了しております。

続きまして、事業の有効性でございますけれども、⑩の4の事業効果の欄をご覧になっていただきたいと思います。区画整理工、大区画ほ場の整備、用排水の整備によりまして水管理の合理化が図られ、施設の整備により維持管理が軽減されております。また、ほ場と農道の整備によりまして大型機械の導入が可能になりまして、農作業の効率化が図られておるところでございます。担い手への農地集積率につきましては、⑩の4の表1ということで記載させていただいておりますけれども、目標の68.5%に対しまして92.5%ということで135%の達成率となっております。担い手の目標数につきましては、5ページの方に記載させていただいておりますけれども、こちらにつきましても認定農業者21名ということで100%達成しております。

あとは農家の状況ですけれども、5ページの表3のところをご覧になっていただきたいと思います。農家の戸数ということで、着手時から完了時19年度と目標の23年度ということで記載させていただいておりますけれども、作業委託農家が大幅に増えまして担い手に農地集積が進んでいるという状況が見て取れるかと思っております。

あとは、今回、事業といたしまして暗渠排水を実施しております。そのことによりまして農地の汎用化が図られまして、大豆、土地利用型作物の作付けが可能となっております。表4のところに整理させていただいておりますけれども、大豆につきましては麦と合わせまして100ha規模で作付けがされているという状況でございます。

続きまして、⑩の6ページをご覧になっていただきたいと思います。こちらの方には平成18年度計画変更した時点での投資効率、事業効果を記載させていただいております。効果につきましては1.6ということでございます。

続きまして、11の7ページ目をご覧になっていただきたいと思います。平成17年度に再評価を受けた時点で、事業に対しまして附帯意見が付いております。「事業の意義を明らかにするため、担い手育成や農地集積など複合化されて発現する効果の要因を分析することが望ましい」ということで、中ほどに対応状況ということで記載させていただいております。経営体育成基盤整備事業により期待される効果につきましては、農産物収量の増大と農業所得の増加、維持管理費の節減など、そういった効果が期待できるわけなんですけれども、今回はほ場条件の改善による作付け体系の変化、あとは大規模区画になるということで機械利用率の向上、さらにパイプライン化により水管理が合理化されるなど、経営体育成基盤整備事業につきましては農業経営向上効果、こちらの効果が全体の効果に占める割合が非常に大きくなっております。今回はこちらの効果につきまして簡易推定を可能にする手法を検討しております。これらにつきましては、これまで概略的な各農家の実績営農経費などを基にしまして、簡易に推定できるシステムの作成

を進めてきております。この内容につきましては、後ほど2次事後評価の説明の際に農村振興課の方より詳細に説明させていただきたいというふうに考えております。

最後に、今後の課題でございますけれども、先ほどのように、本地域につきましては集落営農組織が7組織設立されておまして、効率的な土地利用ということで農地集積率の大幅な向上、集団転作の取り組みが拡大しております。今後は、継続的にJA、農業関係機関と連携しながら、大豆の栽培技術の普及、品質の向上を図るということと、やはり現在ブロックローテーションで取り組んでおりますけれども、集団転作の定着化、あともう1点につきましてはトマトなどの畑作物、これは露地物になりますけれども、そういった作物の、地域には農産物直売所もございますので、地産地消など流通の強化ということで農家収入の安定化を図っていきたいというふうに考えております。

私からの報告は以上でございます。

林 山部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご意見などございましたら伺いたいと思います。はい、よろしく願いいたします。

小 野寺委員 ただいまの報告について、完了の報告となっているのですが、お話の中では現在、暗渠排水をまだ継続して実施しているというようなお話があったと思うのですが、その暗渠排水はこの事業の予算とは別の予算で実施しているのですか。

農村整備課 申しわけございませんでした。私の説明が不適切だったかもしれませんが、暗渠排水につきましても平成19年度に既に完了しておりますので、すべての工事につきましては19年度に完了しております。

林 山部会長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

両 角 委 員 細かいことで恐縮ですけれども、換田化ができた、汎用化ができたということで全体としてはすばらしい効果ですけれども、大豆は反収どのぐらいですか。

農村整備課 これにつきましては詳細な調査ということではなくて、当方でフォローアップ的に各農家の聞き取りを行っております。その中で得たデータということでお話ししたいと思うんですけれども、基本的には187kg/10aの収量ということについては確認しております。ですので、収量的にはまだもう少しステップアップということで考えております。

両 角 委 員 換田化について、当初計画どおりに換田化されているというふうに考えていいのですか。

農村整備課 やはりこの地域は客土も取り組んだということもありまして、従前地より飛躍的に大型機械の作業がしやすくなっているということで換田化の評価もありますし、あとは当初ほとんど取り組まれていなかった大豆、麦が100ha規模で取り組ま

れているということで、それにつきましてはやはり換田化の効果であるというふうに考えております。

林 山部会長 他によろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、資料2の最後になりますが、水産基盤整備事業につきましてご担当課からご説明をよろしくお願いいたします。

水産業基盤整備課 それでは、最後になりますが、水産業基盤整備課から水産基盤整備1件の説明をいたします。

事業名は伊里前漁港広域漁港整備事業でございます。施工地区は本吉郡南三陸町歌津字町向及び管の浜地区でございます。詳細な位置につきましては⑫の4から⑫の5ページの位置図、平面図をご参照願います。ちなみに当地区はカキとワカメなどの海面養殖が盛んな地区でございます。

事業目的でございますが、本漁港は台風などの荒天時に港内の静穏度が確保できていない状況でございましたので、防波堤を整備することによりまして静穏度を確保し、漁業活動時の安全性の確保や漁船の消耗度合いの緩和による漁船の耐用年数の延長を図ったものでございます。また、老朽化した物揚場の改良を行うことによりまして作業機械や運搬車両の進入を可能としまして、物揚場を利用する漁船の作業時間の短縮を図ったものでございます。

事業内容でございますが、⑫の5ページを参照願います。先ほど申したように当地区に2カ所の地区がございまして、東側の管の浜地区におきまして外郭施設の南防波堤新設延長28m、あと堤防の上のパラペットの長さ27mの整備、あとそれから輸送施設としまして道路の55mを実施しております。西側の町向地区におきましては、係留施設の既存水深2mの物揚場の改良、これは長さ30mでございます。それから、水域施設としまして水深20m物揚場前面にあります泊地の浚渫、これは面積8,060m²の内容で実施しておりまして、平成18年度に本委員会でも再評価を受けまして継続妥当の答申を受けて、翌年度の平成19年に事業完了しました。

事業着手時、平成13年度から再評価時の平成18年度の変更内容とその要因といたしましては、平成15年度に水深マイナス2mの物揚場の基礎部であります杭に、クラックなどの老朽化が確認されたため改良が必要となりまして、物揚場の改良30mを増工したことがございます。また、マイナス水深2mの泊地浚渫工におきましては、工事実施前に調査測量を実施いたしましたところ、当初想定いたしました浚渫面積よりも土砂の堆積範囲が広がったことから、浚渫面積を当初計画5,030m²から8,060m²に増工しております。

次に、事業費でございますけれども、全体事業費では事業着手時の平成13年度は3億5,400万円を計画しておりましたが、事業完了時は3億5,000万となっております。若干の減額ということですが、工事は増工し、また事業費は減ということがございますけれども、その大きな要因といたしましては⑫の2に示しておりますが、当初浚渫土砂を粘土性の土砂として想定して、処分土砂を固めて処理する費用を高め想定しておりましたけれども、土砂が砂系であったということでございまして、その分の処理費用が安く抑えられたことが大きな要因でございます。

次に、事業の期間でございますが、当初13年度から22年度を計画しておりましたけれども、19年度にすべて完了いたしました。この事業期間の変更の要因とい

たしましては、工事請負差金の発生によりまして浚渫工の前倒し施工などによりまして、予定の平成22年度から3年早い平成19年度に事業が完了することができたものでございます。これは地元の業者の協力を得ることができまして、当初は物揚場の改良後に浚渫をする予定でございましたけれども、物揚場の改良と同時に浚渫も施工することができたために早く終わったということでございます。

あと、施設の管理の状況でございますが、気仙沼地方振興事務所におきまして定期的に施設パトロールを実施いたしまして異常がないかを確認しておりまして、今までのところ異常は確認されておられません。

次に、事業の効果でございますが、外郭施設の整備によりまして漁港内の静穏度が確保されまして作業時の安全性が向上いたしました。また、係留水域施設の整備によりまして船舶の停泊や航行の利便性が向上し、円滑な事業活動が可能になったということでございます。再評価時にB/Cは1.44としておりますが、計画どおり19年度に終わっておりますので、この数字は変わっておりません。

今年度利用漁業者などに聞き取りを行ったところ、「防波堤の整備により静穏度が確保され、準備、陸揚などの漁業活動効率が上がった」という声を得ることができました。具体的な内容につきましては⑫の3に示すとおりでございます。

事業目的の達成度状況と今後の課題でございますが、今までご説明したとおり外郭施設整備によりまして港内の静穏度が確保されたということ、あとそれから陸揚作業や出港準備などの漁業活動の安全性が向上したことが上げられると思います。また、係留水域施設の整備によりまして船の停泊、航行の支障がなくなり円滑な漁業活動が可能となりました。以上、本事業の目的といたしました円滑で安全な漁業活動の確保に寄与できたものと思われまます。今後も定期的なパトロールを実施しまして、漁港の施設の安全性の確認、それから構造物の健全度を把握しながら漁港の施設維持管理に今後も進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

林 山部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見などございましたら伺いたいと思います。はい、どうぞ。

富 樫 委員 用語がわからないんですけれども、静穏度というのを教えていただきたいと思えます。

水産業基盤整備課 静穏度というのは、港内のうねり、波を再現して、その静まり度といったものです。

富 樫 委員 それは数値化できるのですか。

水産業基盤整備課 はい。それは電算処理しておりまして、静穏度を出しております。

富 樫 委員 例えば、港内の波の高さと港外の波の高さの比といったものですか。

水産業基盤整備課 そうです。今回はマイナス2mの物揚場でございまして、約10トン以下の船を対

象にしておりまして、その船の揺れが約30cm以下に保つような形の防波堤の長さを算定しております。

林 山部会長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい、お願いします。

両 角 委 員 用語を教えてくださいたいのですが、「建造物の健全度を把握しながらライフサイクルコストを意識した維持管理」というのは具体的にはどういうことをするということですか。

水産業基盤整備課 ここにも書いているのですが、事務所の方で毎月点検をしていきまして、その点検の状況を見ながら、そのものを維持するために補修していくのか、それともまるっきり取り壊して改修するか、その辺りを見極めながら今後点検していくということでございます。

両 角 委 員 そのライフサイクルコストというのは、だんだん老朽化していくのを保全するか、取り壊して新しいものをつくるかというようなことを判断するといった概念でしょうか。

水産業基盤整備課 ライフサイクルコストにつきましては、要するにその建造物の価値を長く保つために要するコストになります。

両 角 委 員 分かりました。

林 山部会長 他、いかがでしょうか。

それでは、6事業についてご説明いただきましたけれども、全体通して何かご意見などございましたら伺いたいと思いますけれども。はい。

橋本副部長 事業効果のところですが、先ほど7番の街路事業のところでも出ました話に関連するのですが、B/C、費用対効果分析結果というものが出ているのですが、これについて再評価時にB/Cを計算したものを、完成後に実績値に置きかえて計算した結果を書きいただくと分かりやすいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

行政評価室 今報告しました再評価事業完了報告、1次事後評価の中の費用対効果分析について、新たに完了時点での算出というものまでは求めてございません。再評価時のB/Cを記載するような内容としてございます。新たに完了時点で基準年やコストを精査して算出するには、時間と費用がかかるものですから、あくまでも説明責任を果たすという事後評価的な意味合いも含めた調書内容としてございます。これから報告する2次事後評価、試行で行っているのですが、そちらの方はきっちり精査して、完了時点でのB/Cも求めることとしておりますが、今回の1次事後評価についてはそういった内容で規定してございます。

ただし、事業によっては、例えば道路事業ですと、直近で交通量調査を実施している場合でデータを取り込むことが可能であれば、あえて調査を入れずにその

データを使った形でのB/C算出でも可能でございますので、その場合は調書の方に記載していただくと。そうでない場合は、新たに委託する必要が生じたり、作業的に時間を要することを考慮し、再評価事業完了報告では載せてございません。

林 山部会長 載せないということですね。

行政評価室 はい。

林 山部会長 これは基本的な質問なのですけれども、この報告書は公表するのですか。

行政評価室 はい。公表することとしてございます。

林 山部会長 この部会の委員の先生に説明するのはあまり意味がなくて、県民に説明しなくてはならないですね。

行政評価室 そうです。意味合いとしましては、再評価を行った事業すべてについて完了した後の説明責任ということで部会にも報告いたしますし、県民に対しても説明責任があります。

林 山部会長 私の言いたいことは、この再評価を行った時点は多分このメンバーはだれも委員ではなくて前任の委員が行っているわけで、彼らがいろいろ意見を述べているわけですね。そういう方にも説明する必要があるのではないのでしょうか。私たちは、「ああ、そうだったんですか」と聞くだけしかできないですね。

事務局 当時の評価をいただいた委員の方にも含めてでしょうか。

林 山部会長 このような会議を行うという意味ではなくて、少なくともホームページなどで公開して、見ていただくようメールでアナウンスを行うというようなことは、やはり行わなくてはいけないのかなと。あと、専門の委員が集まっているにもかかわらず、先ほど幾つか用語の指摘がありました。多くの技術用語が含まれていますので、もし公開するのでしたら用語解説みたいなものを配慮いただきたいと思います。

他どうということでも結構ですのでご意見などございましたら。よろしいですか。

それでは、次の議事<試行>2次事後評価についての議題に入りたいと思います。

これもポイントをかいつまんでご説明いただきたいと思います。

防災砂防課 防災砂防課長の平間でございます。試行であります2次事後評価について報告いたします。

まず、2次事後評価としてこの井内の3急傾斜地崩壊対策事業を選定した理由についてご説明いたします。事後評価は事業実施による効果や地域社会、環境への影響を検証し、同種事業の実施に適切に反映していくことを目的としたもので

ございます。その中で事業実施による効果の発現状況に着目した際に、砂防事業の分野などにおいては河川と同様に流域単位で効果を発揮させる事業もあることから、個々の工事で住民の声というものを収集、分析することが難しい事業もでございます。それに対して急傾斜地崩壊対策事業は、工事の事業目的とする保全対象が位置的に明確であり、事業目的に対する住民の生の声を収集することが可能であることから、試行として非常にわかりやすい事例であると考えております。中でも石巻地方は三陸海岸の地形特性から急傾斜地を抱える地域が非常に多く、石巻市は県内の急傾斜地の危険箇所4,946カ所のうち15%の774カ所の急傾斜地の危険箇所が存在してございます。このため住民の急傾斜地に対する意識が非常に高いことから、石巻市井内の3地区を事例として選定したものでございます。

それでは、調書内容について説明したいと思います。資料の①の1をご覧ください。位置図は①の7ページにございますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、事業目的ですけれども、当該事業は石巻市井内地区におきまして民家裏の崩壊の危険性がある急傾斜地斜面に対し対策工を実施し、斜面下部の人命、家屋並びに県道石巻雄勝線や市道井内3号線などの公共施設を保全するためのものでございます。

事業内容としましては、斜面の崩壊を防止するため斜面に直接現場打ちコンクリート法枠を施工したものと、崩壊した場合、斜面の土砂を保全対象の前で補足し被害を防止するコンクリートの重力式待受擁壁工などを対策工として実施しております。資料①の8ページ、①の9ページに対策工の図面を添付しております。①の12ページには対策工の写真を添付しております。①の10ページは正面から事業全体を写したものでございます。①の11ページをご覧いただきたいと思っておりますが、着手前の状況ですけれども、2段目、3段目の写真で斜面の風化の状況や人家との近接距離感がわかると思っております。崖と家屋が非常に近接しております。

ここで資料の訂正がございまして、①の7ページの位置図のところ、赤く塗ったものが県道南蔵王白石線となっておりますけれども、これは石巻雄勝線の間違いです。訂正をお願いしたいと思います。

次に、事業費についてでございます。①の1ですけれども、事業着手は当初6億円でございましたが、事業実施中の詳細な地質調査の結果、新たに確認された不安定な斜面についても対策するため延長が増えたこと。また、特に地質上不安定と評価された部分については、背後の固い地質の地盤にアンカーを打ち込み補強するグラウンドアンカーという工法を追加した結果、計画が変更となってございます。こうした対策工の追加などにより4,400万円を増額し、6億4,400万円の計画となりました。完了時には若干実施数量が増えたことなどにより100万円の増額となり、最終的に6億4,500万円で事業を精算しております。

次に、①の2の中段の事業期間につきましては、当初平成19年度の完了予定でしたが、請負差金の活用などにより再評価時には平成18年の完成と見込みました。結果としまして、事業を重点化し、計画よりも早い平成17年度に事業を完成することができました。

事業の必要性につきましては、当県は平成20年6月の岩手宮城内陸地震により土砂災害で多くの死者、行方不明者を出しております。また、昨年7月には山口県防府市において土石流で特別養護老人ホームが襲われるなど、土石流の被災で1

4名の死者を出すなど土砂災害の脅威と予防対策の必要性が強く求められております。

次に、①の3ページにつきまして、当該事業の必要性、有効性、効果を検証するための住民アンケートの結果について記載しておりますけれども、これについては今後の課題との関係もありますので、最後に戻りまして説明させていただきます。

先に、①の4ページをお開きいただきたいと思います。事業効果の発現についてですけれども、当該地区では急傾斜地崩壊対策事業の実施により現在のところ斜面に変状は見られておらず、対策の効果が発揮されていると考えております。また、それにより急傾斜地斜面下の44戸の人命と資産、県道石巻雄勝線、市道井内3号線の安全性が確保されていると考えております。

費用対効果につきましては、平成17年度の再評価時には現在価値費用の6億3,200万円に対しまして、斜面下部の人家、人命、公共被害軽減効果を見込みまして現在価値便益22億1,600万円となり、B/Cについては3.51でございました。同年度の事業完了時においては、精算事業費で100万円増加したものの事業が再評価時の計画よりも1年早く完了し、事業効果の発現が早まったことにより便益も100万円増加し、B/Cは3.50となっております。

次に、①の5ページでございます。再評価部会意見の対応条件につきましてでございますが、平成17年の再評価におきましては意見付与もなく継続妥当と答申されております。

最後に、住民アンケートの結果についてご説明いたします。資料は①の3に戻ってお開きいただきたいと思います。事業完了後4年が経過した現在において当該急傾斜地崩壊対策事業の実施に対する住民の心境の変化や満足度を把握するアンケートを実施いたしました。調査した内容は①の18ページ、参考資料4をご覧くださいと思います。

実施概要については記載のとおりでございますけれども、急傾斜地のまさに斜面直下に存在する住民23戸を対象とし、アンケート用紙を配付し直接記入をいただきました。回答期間は2週間をとりましたが、23戸中14戸、約6割の方々から回答を得ることができました。アンケートは5つの質問と自由意見欄で構成しております。左側に質問の内容、右側に集計結果を記載しております。自由意見については①の19ページにまとめてございます。

このアンケートの趣旨としましては大きく三つございます。一つは事業実施後における斜面に対する心境の変化、二つ目は今回の事業への満足度、三つめは土砂災害全般に対する意識、これらを総合的に分析し当該事業の有効性や効果について評価をしてございます。

質問1については、当該事業が実施される以前の斜面に対する意識について聞いたものでございます。約2割の方はもともとの斜面の崩壊に対しそれほど不安を感じておりませんでした。残りの8割の方は斜面の崩壊に対し不安を抱いておりました。

質問2では対策事業の実施により不安が解消されたかどうかについて聞いたものでございます。7割の方は不安が解消されたと回答しておりますが、1割の方は対策してほしかった部分がまだ残っているということで不安の解消に至りませんでした。なお、もともと斜面に不安を感じていなかった2割の方々、分から

ないと回答しております。

質問3では、当該事業に対する満足度を聞いたものでございますけれども、先ほど不安の解消に至らなかった1割の方を含む8割の方が満足していると回答しております。また、もともと斜面に不安を感じていなかった2割の方々はあまり満足していないと回答しております。

中段の図は質問1から3の結果を図示したものですけれども、もともと斜面に対し不安を抱いていた住民は結果として当該事業に満足しているが、もともと不安を感じていなかった住民については満足に至らないという結果でありました。これはもともと斜面に対する意識の差によるもので、斜面に対する危険性や崩壊による災害の発生の可能性といった土砂災害という予測困難な災害に対する予防対策の必要性をいかに住民に認識していただくかという課題も見えた結果となっております。

質問4は一般的な土砂災害に対する認知度に関する内容ですが、もともと斜面直下という居住環境の影響もあり、9割の住民が当該事業以前から土砂災害に高い関心を持っていることが分かりました。

質問5は土砂災害に対する行政への要望について聞いたものでありますが、避難所や避難路の確保、避難訓練といったソフト対策よりも、対策事業やパトロールといった目に見えるハード的な対応を望んでいることが分かりました。

最後に自由意見欄ですけれども、8件ほど意見をいただいた中で、事業に対する厳しい意見や維持管理に関する意見などさまざまな意見がございましたが、事業の実施に感謝していただいている意見も2件ありました。こういった意見を頼りに今後も対策事業を着実に推進していくとともに、すべての住民が急傾斜地の危険性や対策の重要性について理解をいただけるよう今後も説明を続けていくべきものと感じております。

最後に、①の6ページでございます。当該事業の総括ですが、まず事業の目的の達成状況につきましては、全国における土砂災害の現状、今回の対策工の効果発現状況、住民に対するアンケート調査の結果を総合的に判断しますと、当該事業が果たすべき役割は十分に達成されたものと考えております。

また、今後の課題と対応につきましては、アンケート調査の結果から分かったことでございますけれども、住民の斜面に対する意識や防災工事に対する理解についてもっと行政側も説明していく必要があると感じております。例えば、日常の維持管理においては、個別ニーズに対して行政側の対応の限界や、住民自らが維持管理に参加し、地域の防災に住民側が主導的になっていく仕組みづくりが重要だと考えております。取り組みの一環として石巻地区を管轄する東部土木事務所では、①の20ページにございますような緊急連絡カードを個別に配付し、連絡システムを明確にし、住民の意見を取り入れるきっかけづくりを実施しております。こういった取り組みによる住民とのコミュニケーションを通して、よりよい維持管理体制を構築しまして、斜面崩壊に対する危機意識や県の防災工事への理解をより深めていくことが大事だと考えております。

最後に、今後の事業評価の必要性及び改善措置の必要性についてですけれども、今回の評価結果より当該事業の果たすべき役割は十分達成されており、今後の事業評価については必要ないものという考え方をしております。しかしながら、維持管理の在り方や防災工事の必要性については、今後とも地域住民と話し合い

ながら地域防災の在り方や行政の役割，地域住民の参画について議論を広げていきたいと考えております。

私の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

林 山部会長 ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご質問などありましたらよろしくお願いいたします。

風 間 委 員 質問とコメントですけれども、質問は、維持管理など、建設した後に状況が変わったことに関しての評価というのは、資料には行わないと書いてあるのですけれども、そういう評価の必要性はありませんか。例えば、家が増えてB/Cが増えたり、家がなくなってB/Cが無くなってしまふなど、そういった効果を考えないのでしょうかということ、維持管理費が変わってしまうということを記載する必要はないのですかということです。コメントは事業の必要性という部分で山口県の例を挙げているのですけれども、むしろそれよりは、例えば県内で今まで落石工を施工した箇所、こういった方法で落石を止めましたといったようなことを載せた方が、事業の必要性というものに適しているのではないのでしょうか。ケースとして山口県は違うと思いますので、そのようにした方がいいのではないかなと思います。

林 山部会長 いかがでしょうか。

防災砂防課 B/C、費用対効果の話については、現在土砂災害防止法という法律が平成13年から適用になって、危険箇所についていわゆる危険性などを点検する形になってございます。それについては、こういった対策工事を行っている箇所についても実施していくとか、それについては全国の中で5年ごとにこういった危険箇所を点検して、今ご指摘あったような形として新たに増えたり、またそういったものが無くなったという形を、的確にそういった危険箇所の把握に反映させていくという形になっておりますので、そういった中でこういった事業自体を再度いろいろ評価していくという形の基礎的な資料を作成していきたいと考えております。

風 間 委 員 今の回答はB/Cを計算されるということですか。

防災砂防課 今、国のB/Cの評価の仕方というのは先ほどご指摘いただいたように完成時点での評価ということにとどまって、その後の変化というものを加えて行うというシステムに無いということの事情もございます。

風 間 委 員 無いのは分かっているのですけれども、それを行う必要性はありませんかということでお伺いしたいのです。

防災砂防課 国の方ともそういった評価の仕方というものを意見交換していきたいと考えております。

林 山部会長　　今の風間委員のご指摘は結構大事な話で、新たに計算しろということを行っているのではなくて、例えば感度分析的に維持管理費が10%上がった場合下がった場合、あるいはベネフィットで住民が何割増えた場合という組み合わせの表があれば、ある程度の回答はできると思うのですね。正確な将来予想はほとんどできないわけですから、そういうことはエクセル等で計算すればすぐ出る話なので、加えてもそれほどの手間ではないのかなというのは僕の個人的な意見ですけれども。

他いかがですか。よろしいですか。

それでは、次の農業農村整備事業についてよろしく願いいたします。

農村振興課　　農村振興課の谷口と申します。私の方からご報告をさせていただきます。

2次事後評価調書②番の「ほ場整備事業の事後評価に係る費用対効果分析の簡便化について」ということでご報告をさせていただきます。

資料について②の1ページをお開きください。今回の検討につきましては、農業農村整備事業のうちで、事業効果の発現状況を適時適切に検証するために、特に事業地区数の多いほ場整備事業について簡易な効果算定手法を確立するということを目的にしております。

検討の背景でございますけれども、2番の方で、ほ場整備事業に期待される効果には、先ほど再評価事業完了報告のときに河南2期の方でも一部お話をさせていただきましたが、農業生産上の効果と、それからそれに付随して発生する公益的な効果がございます。一般的にはほ場条件の改善による営農経費を節減できる効果が全体事業の効果に占める割合が大きい傾向にあります。そのため、そういった地区ごとの事業効果を検証する上で、営農経費を重要な指標として位置づけたいと。ただ昨年度2次事後評価で、同じくほ場整備事業の大谷地地区について報告をさせていただいたんですが、営農経費節減効果の算定には膨大なデータを集める、それから集計、分析、そういった形の中で応分の時間と労力を要するという実務上の大きな課題がございます。そういった部分で算定手法の簡便化を図っていきたいということで進んでいったところでございます。

検討経緯につきましては、ほ場整備事業については、昨年度まで3事業地区について2次事後評価の試行を実施しております。平成17年度には事後評価のための概略的かつ重要な指標の設定を公共事業評価部会から提言をされており、また昨年度試行対象の大谷地地区においては、営農体系及び効果算定データをもとに農地集積率と営農経費との関連性を分析いたしまして、その単位当たりの営農経費の推定式を報告したところでございます。

ただ、昨年度報告をしたところ、3の①から③まで、この3つの指導助言をいただいております。1つとしては、検討の方向性に関しては適切であると。2つ目として、昨年度実施をしたデータが単一地区のみの検証データでございました。それに基づいて推定式を作成いたしましたので、適用可能地区が限定されるのではないかと。要は、作付け体系及び機械化体系の類似地区のみの適用にとどまるのではないかとというご意見をいただいております。それから、検討手法の精度向上が必要であると。検証地区の追加による重回帰分析などが必要ではないかというようなご意見をいただきました。それに基づきまして本年度2次事後評価の試行ということでございますけれども、昨年度の報告を掘り下げさせていただ

いて今回報告をするという経緯でございます。

今年度は、②の1ページの下の方に追加地区調査の概要とございますが、新たに6事業地区において営農実態を把握するための追加調査を実施いたしました。このデータに基づき検討を引き続き実施したものでございます。

②の2ページをご覧ください。4の検討方法でございますが、昨年度の検討方法の部分が②の2ページでございます。大谷地地区をモデル地区として、地区の営農実態に基づくデータをもとに営農経費節減効果を算定いたしました。さらに、任意の農地集積率における1ha当たりの営農経費を算出いたしまして、農地集積率に基づく1ha当たりの実績営農経費の簡易推定式を作成しました。その式の概要につきましては(1)から(3)でございます。各々、水稻、麦、大豆に関わる推定式を作成したところでございます。イメージ的にはページの下調査地区における営農実態ということで、表の左側、これが地区全体964.3ha、これに対しまして事業完了後、個別担い手、それから生産組織と地区で主体的に営農を実施している経営体に63.8%、小規模農家は36.2%、こういった形の作付け形態になっておりますけれども、個別の経営体ごとの営農経費を推定をするというような形の整理の仕方でございます。

今年度につきましては②の3ページをお開きください。2)今年度の検討方法でございます。大谷地地区と今年度追加の6地区の営農実態調査の結果をもとに、農林水産省の効果算定マニュアルに準じて、経営体個々の実績営農経費を算定いたしました。経営体個々の経営規模と営農経費の関連性を分析いたしまして、経営体区分ごと、個別担い手農家、農業生産組織及び法人、小規模農家ごとの平均経営面積に基づく1ha当たりの実績営農経費を簡易に求める推定式を作成をするということでございます。

検討フローにつきましては(1)ステップ1からステップ6まで、こういった流れに基づきまして簡易推定式を作成するという形になります。検討基礎データでございますが、②の4番、こちらの方に昨年と今年にかけて実態調査をいたしました経営体個々の1ha当たりの実績営農経費を算定した表でございます。経営体の数につきましては67経営体、それから作付作物数につきましては88の作物の部分に関して今回営農経費を算定しております。表につきましては、この表の右側のところに1ha当たりの営農経費、これは農林水産省のマニュアルに基づいて算定した営農経費の結果でございます。

次のページをお開きください。②の5ページでございます。A3版の横長の表になりますが、検討結果でございます。経営体個々の経営面積とその1ha当たりの実績営農経費を回帰分析いたしました。(1)から(3)まで、(1)が水稻作付における1ha当たりの実績営農経費の分析の結果、それから(2)が麦作付における実績営農経費、それから(3)が大豆作付における実績営農経費の分析結果でございます。この表で分析をした結果、総合判定で表の右欄の方にマルとバツをつけてございます。これにつきましては回帰式の適合性をチェックしまして、水稻につきましては水稻の経営面積と営農経費、それから麦作付けにおきましても麦の経営面積と営農経費、それから大豆につきましては水稻の経営面積と大豆の経営面積、これを関連付けまして推定式をつくる形で整理をしてございます。

その結果につきましては②の6ページをご覧ください。平均経営面積に基づく

1 ha当たりの実績営農経費簡易推定式の作成（案）でございます。作成の考え方としましては、今簡略的にご説明をいたしましたけれども、①水稲作付に係る設定については、水稲・麦及び大豆の2作物以上の経営面積を説明変数とする重回帰式の設定は不可であるものの、単回帰分析の結果おおむね適切と判断できることから単回帰式で今回作成しております。麦作付に係る設定についても同様でございます。大豆作付にかかる設定につきましては、水稲と大豆の経営面積の間に相関があると判断できることから重回帰式にて作成をいたします。補足説明でございますけれども、今回調査をした67経営体ごとの水稲・麦・大豆の経営面積と営農経費の重回帰分析を実施しましたけれども、担い手経営体ごとの熟度、これは営農機械の使用形態だとか作業内容についてまだ熟度が達していない、要は小さい機械を使っているとかそういった部分が要因としてかなり出てきてしまっているものですから、そういった相違が説明変数の選定に影響を与えているものと思慮されます。特に、水稲、麦に関してはそういった意味で単回帰式の適用とならざるを得なかったものと考えております。

補正係数の設定（2）でございます。先ほど風間先生の方からもお話がありましたとおり、時点修正をできるような形の補正を今回いたしたいと考えております。中身につきましては、営農にかかる労務や作業機械の資材単価、それから作業機械の利用効率などは社会経済情勢や技術開発などに伴い常に変動いたしますので、今後の経費算定時点において補正する必要があると考えております。補正の考え方としましては①の方に整理をしております。今回実施した営農実態調査経営体の作付ごとの経営面積及び1 ha当たりの実績営農経費を母集団として、今回その中央値を求めました。その中央値に相当する営農実態の経営体を抽出して、補正基準営農体系といたしたいと考え、今後の算定におきましては、今回算定の実績営農経費と推定時算定営農経費との比率を推定式に乗じる形で補正をいたしたいと考えております。それが②の補正係数でございます。今回の67経営体の中の基準営農体系につきましては、水稲は経営面積5.3ha、実績営農経費につきましては1,221,073円。麦、大豆につきましては同じような形で表を見ていただければと思います。

②の7ページをご覧になっていただきたいと思います。今の説明の中央値に相当する経営体を抽出した表でございます。表の中で太線に囲まれた経営体、これを水稲、麦、大豆の基準経営体ということで位置付けたいと考えております。マルにつきましては、中央値に対してプラスマイナス10%の範囲に含まれるデータをマルとしてございます。

②の8ページをご覧になっていただきたいと思います。補正基準営農体系につきましては、水稲、麦、大豆に関わる（A）から（C）までの三つの作業基準に基づいて経費を算定する予定としております。

②の9ページをお開きください。こういった分析をもとに作付作物ごとの1 ha当たりの実績営農経費の推定式を作成いたしました。それにつきましては表2にまとめてあるとおりでございます。水稲の部分が上の表を見ていただきますと、yイコール、この数字を読み上げるのは差し控えますが、こういった形の単回帰式で補正係数zを掛けるというような形で整理をさせていただきたいと考えております。補足説明ですが、本簡易推定手法による推定対象地区全体の実績営農経費の算定イメージが、下のイメージ図に基づくものでございます。左側の方に経

営体ごと、個別担い手農家、生産組織、法人、小規模農家、こういった形で各作物ごとの平均経営面積を求めます。それに対して1 ha当たりの推定式を掛け合わせ、経営体ごとの全体経営面積に係るその営農経費を算出いたします。それを足し込む形で地区全体の実績営農経費が出るというようなイメージでございます。

②の10ページをご覧ください。これがステップ6、最終の段階でございますが、今回全体の事業効果、費用対効果分析をするにあたりまして、営農経費の部分に視点を当てて整理をいたしました。算定については比較的長時間と労力を要しない項目もございます。そういった部分はその地区の実態を把握しながら算定をして、最終的な地区全体の費用対効果を出すというような整理の仕方にしてございます。それがその下の表に整理したものでございます。効果につきましては作物生産効果からその他効果まで、各地区に大きく影響を与える効果項目を整理してございますが、今回算定をいたしました部分が営農経費節減効果でございます。そのほかの効果につきましては実績、積み上げ、慣行手法というような形の中でその時点の効果算定をすることとしております。ただ営農経費節減効果につきましては、先ほどからお話ししたとおりかなりの時間と労力を要しますので、この簡易推定式により算出したものを整理して出したいという形で考えてございます。

私の方からは以上でございます。

林 山部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見などございましたら承りたいと思います。どうぞ。

河 野 委 員 この推定は、費用関数といわれるものだと思いますけれども、回帰分析を行ったようですが、この手法というのはマニュアルなどに載っているものなのですか。というのは、疑問に思うのは、これは足し算の線形式というのですが、単に線形式で面積だけを説明変数として行くと、これは面積が大きければ大きいほど安くなっていくんですね。そんなわけではないと思うのですが、あるところで変わって高くなったりするとか、様々な要因が考えられると思うのですが、このような関数で本当にいいのか、ちょっと疑問に思ったのですが。

農 村 振 興 課 河野先生のご指摘のとおり、単回帰で整理をいたしますと経営面積が大きくなればなるほど営農経費は下がっていくという形で、本来であれば先生がおっしゃるとおり極限に行くとこれ以上下らないというラインが出てくると思います。今回適用に当たりましては、今後整理が必要ですが、経営面積の適用範囲、今回95%の範囲で適用できる部分、上限下限95%という形で考えておりますけれども、その適用範囲については今後整理をさせていただきたいなと思っております。

林 山部会長 おそらく今の河野先生のご指摘は、線形で回帰するのではなくて、通常経済学では、限界費用は低減しますから、対数などの関数で回帰すればいいだけの話ではないかということをおっしゃっているんですよ。単回帰、重回帰という問題ではなくて、対数変換をするべきだと。

河野委員 関数系もありますが、あと説明変数ですね。面積だけで本当にいいのかと。そういうことが一般に行われているのかどうか、ちょっと分からないのですが。普通は土地面積あるいは機械も使っていますから、費用には機械、それから労働、そういうものがやはり変数として入らないと普通はおかしいのですけれども、こんなものでいいのかどうか、というのがちょっと疑問なのですが。

農村振興課 ご指摘のとおり、今回労働時間、それから機械作業体系について経営体ごとに整理をしたのですけれども、先ほど補足のところでお話ししたとおり、担い手の経営体の熟度にかなりばらつきがございまして、例えば耕起作業で使うトラクターにつきましても、本来経営面積からいくともう少し大きい機械の規格が必要な部分が、古い機械をそのまま使って小さい機械の台数を増やして営農している担い手の方々もいらっちゃって、分析をするときにそういう部分の整理がなかなか難しいだろうということで、今河野先生がおっしゃるとおり経営面積から営農経費を算定することがノーマルなのかという部分に関しては、実はノーマルではないと思っています。今回アプローチの仕方としては事業完了後簡易にチェックができる経営体ごとの経営面積、これである程度ばらつきは出ると思いますけれども、営農経費を推定できるやり方がないかということで、とりあえず独自に考えてみた結果でございます。

河野委員 簡便にやられることには大賛成ですけれども、どういう費用の関数になるのかということは、これはやはり専門家にお願いして、その中で簡単な方法はないかというのを検討された方がいいと思います。やみくもに回帰分析して、これは当たったからといっても、見せかけの回帰ということで、実際には全然関係ないものを推定していたりもするのですね。そういう恐れがありますので、やはりこれは一応専門家にお願いして、これでは簡便でもいいなということをチェックした方がいいと思います。

農村振興課 昨年度の推定式の時東北大学の農学部の伊藤先生に見ていただいて、方向性はいいだろうというお話をいただきましたけれども、今年の部分はデータの分析に時間がかかりまして、実はまだお見せしていない部分もあります。そういった部分でご意見を聞きながら整理をさせていただければなと思います。

林山部会長 他にいかがでしょうか。

質問があるのですけれども、②の10ページ、最後のまとめの部分に基本方針とあって、効果項目が「その他効果」を除くと四つありますよね。この中の「営農経費節減効果」というのは大体、一般的でいいですけれども何パーセントぐらいを占めるものなのですか。

農村振興課 先ほど河南のところでも数値が出てきたかとは思いますが、大体6割ぐらいを占めます。

林山部会長 ということは、ここはある程度精度を持っていないととんでもないことになりますよね。

農村振興課 確かに説明の中でも、比率が大きいのでこの部分を時間と労力をかかる部分を推定できる簡易式がないかということでアプローチいたしましたので、部会長がおっしゃるとおり精度が実際の営農経費、費用対効果分析の部分に影響は出ると思います。

林 山部会長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

富 樫 委員 よく試験場などで、作業体系が変わったりしますと経費を算定しておりますけれども、それと今度のこの経費について、最初の基礎となるところの算定に関しては、先ほどマニュアルと言っていましたけれども、実際に試験場などがやっている経費の算定とは差異みたいなものはあるのでしょうか。

農村振興課 チェックというか突き合わせは実はしておりません。ただ、今の標準的な経営体の規模、先ほどお話ししたとおり水稻で5.5haぐらいの規模ですが、その営農経費については120万円程度なので、調査の基準のデータとして整合は取れているだろうなと思っています。

林 山部会長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

ついでなので、これは外に出ない資料だと思うのですが、②の5ページについて、学生に言っていることと同じことなのですけれども、有効数字を考慮した方がいいと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、今の意見を参考に、また担当部局でご検討いただくということにしたいと思います。

それで、資料2に戻っていただきたいのですが、平成21年度再評価事業完了報告書と2次事後評価調書についてご説明いただいたわけですが、資料2を見ますと、2次事後評価というのは平成16年度から試行されています。ですが、平成18年度の試行事例がなかったということで、今回で5年目ということになります。先ほどもありましたが、この調書の作成にはご担当の部局ではかなりの労力と時間を割いておられるということで、この事後評価、いわゆる第1次事後評価と第2次事後評価の位置付けというものをそろそろ考えておかないといけなかなと。

先ほど途中の議論において、橋本副部会長からも実績値でB/Cを算出し直した方がいいというご意見もあったかと思います。それで、事業の種類がかなり多いので、私がひとつ思うのは、完了して2年以内に効果がすぐ出るもの、例えば道路事業なんていうのは、すぐ走り出しますからいいのかもしれませんが、農業農村整備事業のように人を育成するといった話というのは、2年で花開くとは限らないとすると、すべて2年後に事後評価を実施するというのはいいことなのかどうかということもあろうかと思います。その辺りについて、どういう制度づくりというか、今後に向けて一本化してしまうという考え方もあるかもしれません。

その点について自由なご意見を伺えればと思っているのですが、いかがでしょうか。どうぞ。フリートークで結構です。

河 野 委員 感想になってしまうかもしれませんが、事後評価については、事業のやりっ放

しとか評価のやりっ放しにならないという意味で非常に有効だと思います。なんですが、この2回実施するというものと、タイミングというのは何か考えられてできているのですか。役割分担を含めて。そこをちょっとお聞きしたいのですが。

行政評価室 資料2に記載しておりますが、試行の2次事後評価について、今制度化されている再評価事業完了報告（1次事後評価）を含めまして、平成15年度から検討しておりました。平成16年度から2次事後評価については試行を行っております。試行とした当時の目的といいますのは、やはりきっちり制度化して行うにはかなりの時間と、制度化に向けた様々な検討が必要でしょうと。その中で2次事後評価の中身や、もしくは制度的な方向性を見出しながら試行をとりあえず行いましょうということでスタートしていました。平成19年度には、そろそろ何らかの事後評価的な意味合いのもとで制度化したいということで、再評価事業完了報告の1次事後評価というものを制度化してございます。こちらは2次事後評価の内容よりもかなり簡易的で、先ほども説明いたしました、再評価を行った事業の説明責任を果たす意味で、事後的な評価の内容も加味しながら作成することとしておりました。

先ほども部会長からお話がありましており、試行を始めてから延べ6年、18年度は実施しておりませんので5年経過したものですから、そろそろ方向性というものを見出していかななくてはならないと思っているところでございます。現在、国の公共事業で実施している事後評価は、この2次事後評価の内容になってございます。ただし、都道府県では補助事業について国からは必ず実施しなさいというお話は受けておりません。ただし、例えばデータの提供ですとか、努力目標的な位置付けになってございます。

山本委員 私と両角先生は前回からの委員として、これまで事後評価報告を聞いてきたわけですけれども、本日の報告のとおり、1次事後評価は再評価事業全てについて行われるので、全部の事例が出てきていい反面、先ほどの部会長のお話のとおり、時期が早すぎるため、はっきりしないデータが多く、あるいはB/Cもはっきりしないというような感じで、「やり終わったんですね」ということにとどまるどころがありました。これに対して2次事後評価は、非常に詳細なんだけれども、本日の報告でも簡易式をつくられていて、かなり手間がかかるということでピックアップしたものしか紹介されないの、本当に全部がどうだったのかというのがよくわからないという、「帯に短したすきに長し」のような状態がずっと続いてきていて、私が個人的に思っていたのは、やはり再評価の説明責任ということであれば全部が説明されるべきであろうし、もう少し精度も上げなければならないと。ただ、今試行している2次事後評価のレベルで全部やれといたらやる方もたまったものじゃないし、聞いている方も多分聞いているだけで2回ぐらい部会を使わなければ終わらなくなってしまうので、もう少し2次評価を簡便にした上で、時期的には今の1次事後評価の少し後にして実施するみたいな、中間的な制度となれば、やる方も聞く方も大体収まるところが見えてくるのではないかと思います。具体的には先ほど副部会長から話のあった実績値できちんとB/Cを出せとか、そういう具体的な縛りを入れた上で二つを一つにして時期を少し後出しにするとか、そのようなところが落としどころではないかなとは考えていまし

た。

林 山部会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

河 野 委 員 私も、今の時期的なものと、1回にすればいいんじゃないかということに賛成でして、例えば2次事後評価、これは5年以内とあるのですが、5年も経つと忘れますよね。事業を実施してどう変わったかということアンケート取っても忘れる場合もありますよね。実際にその事業が昔からあったように思ってしまう人もいるでしょうし。ただ1年以内ぐらいですと、例えば交通量なんかだと、当初は膨らんでもその後落ち着いてくるということがありますので、例えば思ったのは1年以降3年以内に1回実施するとか、そういうようなことが考えられるのかなというふうに思いました。なぜ実施するかというのは、事業のやりっ放しにならないこと、評価のやりっ放しにならないこと、この両面から実施する必要があって、その事後評価のシートみたいなものができればいいのかなというふうに思いました。

林 山部会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

やはりここで扱う事業の種類がかなり広いので、例えば今回対象になっていませんけれども、再開発事業みたいなものというのは土地をきれいに造成して、いっぱい立地するだろうと予測していたけれども、だれも立地しなかったとなると、1年から3年というのは短くて、要するに何を言いたいかということ、事業種別である程度期限を変えるしかないという気がするのですね。2回やるのはもったいなくてできる限り1回で、先ほど山本委員がおっしゃったように、一通り見えるというのが一つの重要なことかなという気がするのですけれども。どうぞ。

風 間 委 員 今の委員長の意見に賛成なんですけれども、一つの可能性として、事業をずっと並べておいて、この中で「来年はこれとこれとこれとこれを事後評価しますか」というように提案するという方法もあると思います。

林 山部会長 というご意見もあります。そうすると、担当部局の人はドキドキもので、誰も目を合わせない状況になるかもしれないですけれども。

風 間 委 員 いや、全部やるのは大変ですよ。

林 山部会長 それはそうでしょうね。それか、ある程度の予算以上、例えば何十億になるのかちょっと見当つきませんけれども、それ以上についてはちゃんと見るということにするとか、そういう切り方もあるかなという気はします。

これは今日結論を出した方がいいのですか。まだこれはフリートークでよろしいのですよね。

行政評価室 本日は1次と2次の事後評価報告を受けて、議論していただきたい、アドバイスをいただきたいと考えておりました。今後、来年度に向けて具体的にスキームなどを構築しまして、考えを確認しながら事務局、事業担当課、委員の皆様と話し

合いをしていきたいと思っております。

林 山部会長 分かりました。他、追加的なご意見ございますでしょうか。どうぞ。

山 本 委 員 今の風間委員の意見と私はほぼ同意見ですが、統一基準でこれ以上のものは全部やるというのと、あとは委員会でこれに関しては絶対事後評価をやってくださいというのを年度当初に決めてピックアップしていくと、サンプル調査のときに、この事業の特徴上、これは絶対聞いておかないとまずいというものは拾い上げるみたいにしていく方がいいのかなと。事務的な負担というのもやはり毎年大変そうなので、もちろん大変だからやめるというふうに単純ではないはずですが、どこかでその辺りの努力と成果のバランスが取れないと仕方がないと思うので、統一基準で絶対やるものと委員会でピックアップして絶対報告してもらおうぐらいの2本立てで、少し事務量を軽減しながら説明責任を果たしていただくというぐらいがいいんじゃないかなという気がします。

林 山部会長 ありがとうございます。
他にご意見が無いようでしたら、事務局にお任せしたいと思います。

司 会 委員の皆様、ありがとうございました。
最後になりますが、行政評価委員会の開催についてご連絡いたします。行政評価委員会は、3月19日金曜日、午前10時30分から開催します。本公共事業評価部会からは林山部会長、橋本副部会長にご出席をいただきます。後日文書にてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。
事務局からは以上ですが、ご質問などはございませんでしょうか。
それでは、以上をもちまして、平成21年度第7回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会並びに本年度の部会の一切を終了いたします。1年間ありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 両 角 和 夫

議事録署名人 山 本 信 次